

相続発生後の社会保険にかかわる手続き

1. 会社員の場合

■ 1-1. 健康保険・・・手続き先(窓口):社会保険事務所または健康保険建組合				
	届出書類等	添付書類	手続きをする人	期限
被保険者が死亡したとき	被保険者資格喪失届	健康保険被保険者証	事業主	5日以内
	被保険者埋葬料請求書	事業主の証明または死亡を証明する書類	埋葬を行う人 (生計一)	2年以内
	被保険者埋葬費請求書	事業主の証明または死亡を証する書類、埋葬に要した費用の領収書	埋葬を行った人	2年以内
被扶養者が死亡したとき	被扶養者異動届	健康保険被保険者証	被保険者 (事業主を経由)	5日以内
	家族埋葬料請求書	健康保険被保険者証、事業主の証明または死亡を証明する書類	被保険者	2年以内
■ 1-2. 厚生年金保険・・・手続き先(窓口):社会保険事務所				
	届出書類等	添付書類	手続きをする人	期限
被保険者が死亡したとき	被保険者資格喪失届		事業主	5日以内
	遺族給付裁定請求書	年金手帳 (基礎年金番号通知書)、戸籍謄本、住民票の写し、所得の証明書 (非課税証明書等)	遺族	5年以内
被扶養者が死亡したとき	年金受給者死亡届	年金証書、死亡を証明する書類	遺族	10日以内
	未支給年金請求書	年金証書、死亡を証明する書類、戸籍謄本、住民票の写し等	遺族	すみやかに

■ 1-3. 労災保険・・・手続き先(窓口):労働基準監督署				
	届出書類等	添付書類	手続きをする人	期限
業務上災害で死亡したとき	葬祭料請求書	事業主の証明、死亡を証明する書類	葬祭を行う者	2年以内
	遺族補償年金支給請求書、遺族特別支給金・遺族特別年金支給申請書	事業主の証明、死亡を証する書類、戸籍謄本、所得の証明書等	遺族	5年以内
	遺族補償一時金支給請求書、遺族特別支給金・遺族特別一時金支給申請書	死亡を証する書類、死亡した労働者に生計を維持されていたことの証明書類、戸籍謄本等	遺族	5年以内
通勤途上災害で死亡したとき	葬祭給付請求書	通勤災害に関する事項、死亡を証明する書類等	葬祭を行う者	2年以内
	遺族年金支給請求書、遺族特別支給金・遺族特別年金支給申請書	事業主の証明、死亡を証する書類、戸籍謄本、所得の証明書等	遺族	5年以内
	遺族一時金支給請求書、遺族特別支給金・遺族特別一時金支給申請書	事業主の証明、死亡を証する書類、戸籍謄本、外区の証明書等	遺族	5年以内

2. 自営業者の場合

■ 2-1. 国民健康保険・・・手続き先(窓口):市区町村				
	届出書類等	添付書類	手続きをする人	期限
加入者が死亡したとき	被保険者死亡届	国民健康保険証	事業主	14日以内
	葬祭費請求書	国民健康保険証、葬儀社の領収書または会葬御礼のはがき	遺族	2年以内
	国民健康保険被保険者資格取得届	事業主の証明または健康保険資格喪失届(写し)等	世帯主	14日以内
■ 2-2. 国民年金・・・手続き先(窓口):市区町村				
	届出書類等	添付書類	手続きをする人	期限
第1号被保険者・第3号被保険者が死亡したとき	被保険者資格喪失届	年金手帳	遺族	14日以内
	遺族基礎年金裁定請求書	年金手帳、死亡を証する書類、戸籍謄本、住民票の写し、所得の証明書等	妻および子	5年以内
第1号被保険者が死亡したとき	寡婦年金裁定請求書	年金手帳、死亡を証明する書類、戸籍謄本、住民票の写し、所得の証明書等	妻	5年以内
	死亡一時金裁定請求書	年金手帳、戸籍謄本、住民票の写し等	遺族	2年以内
厚生年金保険加入者である配偶者が死亡したとき	国民年金被保険者種別変更届(第1号該当)	年金手帳、事業主の証明等	被扶養者配偶者であった者	14日以内